

2002

# 九州大学法学部案内

Introduction to The School of Law, Kyushu University

このパンフレットは、

進学希望の高校生の皆さんに九州大学法学部を  
もっとよく知つてもらうために作られました。

九州大学の法学部がどんな学部なのか、

どんな講義があるのか、入試の方法は？

学生生活はどんなだろう？法学部を出ると就職は？

そんな皆さんのがんばる疑問に、できるだけたくさんの答えを用意しました。

九州大学法学部は、皆さんの豊かな感性を伸ばすことができる

大学・学部でありたいと願っています。

このパンフレットが、皆さんの進路の決定の参考になれば幸いです。





## 目次

ご挨拶	1
九州大学法学部の紹介	2
九州大学法学部施設案内	4
学部カリキュラム	6
入試のしくみQ&A	
九州大学法学部を志望するみなさんへ	8
講義紹介	9
ゼミ紹介	16
卒業生	18
サークル紹介	20
進路・就職状況	21

### お問い合わせ先

九州大学法学部の研究・教育内容などで不明な点は、法学部学生掛にお問い合わせください。

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目19番1号  
TEL092-642-3166 (ダイヤルイン)  
<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/>

# ご挨拶

九州大学法学部長  
内田博文



21世紀を迎え、法学・政治学を取り巻く環境にも大きな変化が生じています。これを日本国内でみますと、一昨年、内閣に司法制度改革審議会が設置され、急ピッチで検討が重ねられています。「大きな政府」の下、これまで行政府が担ってきた事前の「紛争予防機能」が、「小さな政府」への移行に伴い、縮小されることに対応して、これまでの「小さな裁判所」を「大きな裁判所」に改組・改革して、裁判所による事後の「紛争解決機能」を強化しようとするものです。福祉をはじめとする多様かつ広範な生活関係における法化の一層の進展も、これに大きく与っています。

しかし、それだけではありません。司法改革の射程は、司法への国民参加(陪審制度や参審制度など)の他、法学教育の在り方にも及んでいます。法学部の卒業生が最難関の国家試験といわれる司法試験に合格して法曹になるというのが、これまでのルートでした。が、このようなルートには、批判が強まっているからです。司法試験の合格者数が抑えられていることもあって、法学部の専門教育だけでは足りず、専門の司法試験予備校に通って何年も何年も受験勉強しないと合格しない。正解マニュアル指向の染みついた法曹が毎年、量産され、司法の機能不全の一因になっている。この類の批判です。法学部の学生のうち司法試験を受けるのはごく一部だという現状からすれば、高度専門職と結びついた法学の専門教育はむしろ大学院の段階に移してはどうか。これがロー・スクール構想といわれるもので、わが国の法曹養成制度の在り方を抜本的に変えるものといえましょう。

日本の人権状況の在り方も、問題となっています。その貧しさは、国連によっても繰り返し指摘されているところで、国際人権(自由権)規約委員会による日本政府への「最終見解」(1998年1月)が示す「主要な懸念事項と勧告」は、第6「前回の勧告の大部分の不履行への懸念」、第7「世論調査による規約違反の正当化」、第8「規約に違反する『公共の福祉』概念による権利の制限」以下、第34「NGOとの対話の勧告」まで、29項目に及んでいます。なかでも注目されますのは、人権

侵害を調査し是正するための有効な非司法機関(「国内人権救済機関」)の設置と、「裁判官、検察官、行政官に対する国際人権法教育」という勧告です。これによれば、法学部やロースクールなどにおける国際人権法の教育・研究の比重が高まるものと予想されます。「国内人権救済機関」につきましては、法務省内に設けられた人権施策推進審議会などで現在設置に関する詳細を検討中です。設置に伴い、これを担う人材、あるいはNGOを担う人材をどのようにして養成していくのかということが当然、問題になります。今後の法学・政治学教育の課題でもあります。

以上は国内についてですが、より重要なのは世界的な動きです。国連などをはじめとして、国際的な法的ルール作りの一層の進展と国際法及び国内法の融合化、さらには、上述した国際人権法などの法を介した国際的な安全保障・紛争解決体制の枠組みの拡大などの動きがみられるからです。

九州大学法学部及び大学院法学府の教職員一同は、このような国内外の中長期的な動きをにらみつつ、法学・政治学教育・研究の一層の充実に努めています。教育と研究は両輪です。どちらが欠けても発展はありません。教官と学生の関係も双方でなければなりません。理論と実践も同様です。社会から学びつつ、社会に対して明確にメッセージを発信していく。私たちは、そのような21世紀に相応しい開かれた大学作りをめざしています。

平成13年6月1日

# 九州大学法学部の紹介

ここではまず、九州大学法学部というのがどんなところを紹介していきたいと思います。みなさんが入学して、大学生活を進めていく上で、関わってくる順番に、説明をしていきます。

## 1 六本松での勉強

1年生および2年生前期までは、主として六本松キャンパスで勉強することになります。この期間は、専門の法学・政治学の勉強のみならず、様々な他分野の知識を吸収していくことになります。法律の生きた姿を勉強するためにも幅広い分野の知識が必要で、いわば法を学ぶ上での基礎体力をつける期間と言えるかもしれません。

もちろん、法律の専門の勉強も同時に始まります。週に1回は箱崎のキャンパスで、1年生向けの法学・政治学ゼミも開講されますし、基本的な法律科目、政治学科目の講義も始まります。2年前期には憲法、民法、刑法など、専門科目が順次増えていきますので、しっかり基礎体力をつけておきましょう。

また、この時期は、他学部の学生と交流する機会の多い時期でもあります。



六本松キャンパス



箱崎キャンパス

## 2 箱崎キャンパス

2年生後期からは(順調にいけば?)箱崎キャンパスでの生活が中心となります。法学・政治学の勉強も次第に熱が入ってくるでしょう。

一口に法学・政治学と言っても、そこには多様な研究領域が含まれています。九州大学法学部では、次のような分野について講義し研究しています。

### 基礎法学分野

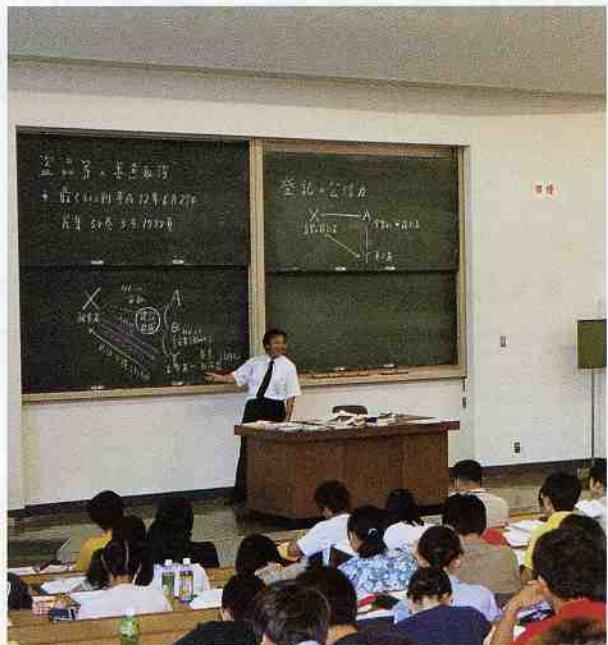
いわゆる六法科目ではなく、法というものについて広く学際的な視点から勉強することになります。哲学、歴史学、社会学など、隣接する社会科学と法との接点を理論的、実証的に学ぶことになります。また外国の法制度やその比較研究を行う分野、法の社会における動態を分析する分野なども含まれます。

### 公法・社会法分野

法の要である憲法のほか、行政法、行政学など、行政機関の組織・活動をめぐる法律やその実態について学ぶことになります。また、セクハラ等も含めた労働や雇用をめぐる法律、高齢化を迎える重要な課題を抱える社会保障法などもここに含まれています。

## 民・刑事法分野

市民間の法律関係、たとえば様々な契約やものの所有、家族関係など身近な社会関係を規律する法律を学ぶことになります。会社の組織や活動、金融などの法律も学びます。また刑法、刑事政策などの分野もありますし、近年関心を集めている少年法などもここに含まれます。また、これら民事・刑事の事件についての訴訟手続も重要な課題となっています。



## 国際関係法学分野

国家間の関係や国際的な民事関係を規律する法律、国際組織に関する法律、国際契約や知的財産に関する法律などを学びます。経済や社会の国際化が進展するなか、様々な新しい問題が出現し、その重要性が増しています。

## 政治学分野

政治思想、政治史などの分野から、国際政治や比較政治学など、現在の政治をめぐる諸問題について検討する分野まで、幅広く教育が行われています。法学とは異なった角度から社会の問題について分析する視角を得ることができます。

さて、こうした分野の教育にあたって、九州大学法学部は、他大学の法学部とはひと味違ったスタッフの構成を行っています。第一に、弁護士をはじめ法律の実務家や行政機関から教官を迎えていていることです。現在も、弁護士や厚生省から教官を迎えてています。これによって、実務に根ざした生きた法学の教育がなされています。

第二に、他大学に比べ多くの外国人教官を迎えていることです。現在も、中国、韓国、タイ、イギリス、ユーゴスラビア、ドイツなど、多彩な外国人教官が教育にあたっています。

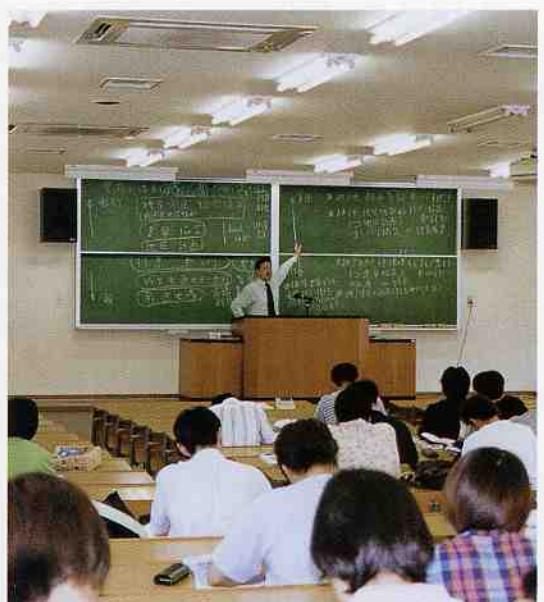
みなさんも、是非こうした九州大学法学部の特徴を有利に活かして、視野の広い生きた法律・政治学の勉強を目指して下さい。

## 3 卒業後の進路

卒業後は、それぞれ思い思いの方向へ進立っていくことになります。弁護士、検察官そして裁判官などの法曹、国家公務員、地方公務員、裁判所職員などのほか、民間企業にすすんでいくこともあります。

また、これらの就職のほかに、九州大学大学院法学府も多彩なプログラムを用意しています。研究者を目指す研究者コース、法学・政治学の高度な修得を目指す修士課程のアドバンスト・コース、いったん就職した社会人の再教育を行うフレックス・コース、さらには主に外国人留学生を対象に英語で教育を行うLL.M. コース、CSPAプログラムなど、毎年、多くの学生が入学しています。

このように学部のみならず、大学院プログラムとも連係した教育体制も九州大学法学部の大きな特徴と言えます。



# 九州大学法学部施設案内

皆さんのが九州大学法学部(箱崎キャンパス)で学生生活を送ることになった場合、日常的に利用することになる学内施設や、法学部が誇る貴重な所蔵資料などについて紹介しましょう。

## 講義室・演習室

現在、法学部の授業のために使用されている教室は、大小とりまして25室ですが、このうち演習(少人数形式授業)用の教室が13室あります。その内の1室にはパソコンが配備され、インターネットが利用できます。法学部は伝統的に演習を重視し、毎年3、4年生を対象に40クラス以上もの演習を開講していますが、こうしたことが可能なのもこれだけの演習室を確保しているからです。あいにくすべての教室に冷暖房完備とまではいきませんが、量的にも、また視聴覚設備等の質的な面でも、皆さんの授業面での多用なニーズに十分応えられるだけの環境にあるといつていいでしょう。

## 法学部図書室

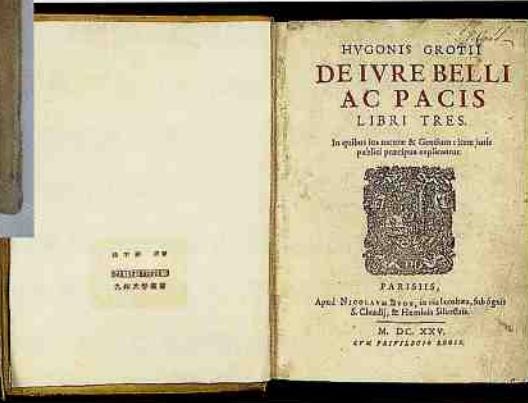
講義や演習のための学習を進めたい、あるいは自分が関心を持つたテーマについてもっと深めてみたい。そう思ったら、ぜひ法学部図書室所蔵の図書資料を利用してください。法学部図書室には、なんと30万冊以上という全国有数規模の法学・政治学関係専門の図書・雑誌が収蔵されていて、学生諸君の利用を待っています。法学部生なら誰でもこれらの図書を閲覧することができるばかりか、自分の探す図書を求めて、書庫の中に立ち入ることもできるのです。皆さんが必要とする専門書のほとんどはここで見つけることができるでしょう。

## 法学部図書室のお宝

ここでは法学部図書室の誇る貴重な図書資料のごく一部について紹介します。①国際法の父として有名なグロティウスの著書『戦争と平和の法』*De jure belli ac pacis* の初版本(1625年刊)。言うまでもなく、世界中探してもたいへん珍しく貴重なものです。②「明治文庫」。明治時代に出版された法律関係図書のコレクションで、1千冊近くもあります。明治期の法律学や法学者について研究する上でも非常に貴重なものです。③「民事判決原本」。明治初期から昭和戦前期までに下された民事事件の判決書のうち、鹿児島、熊本両県を除く九州地区の裁判所に保管されてきたもので、簿冊にして約3千冊、判決件数で30万件以上あります。現在のところ、これは九州大学法学部で一時保管しているもので、法学部図書室の所蔵資料というわけではありませんが、日本の近代法史研究の宝庫というべき資料です。④「法制史資料室」。江戸時代の古文書を中心に前近代の法律関係資料が8千点近く収蔵されています。古文書のほか、十手や高札などの遺物資料もあり、江戸時代以前の法制に関心のある人にとっては見逃せないものです。これらの貴重資料も、③以外はすべて学生でも閲覧することができます。



明治・大正期の  
「民事判決原本」



『戦争と平和の法 De jure belli ac pacis』の初版本

## | 中央図書館・六本松図書館

法学部生が主に利用する図書館としては、法学部図書室のほかにも、中央図書館と六本松図書館があります。これらには法学部図書室ほどの法学・政治学関係の蔵書はありませんが、学生の閲覧用スペースが広いなどの点では法学部図書室にまさっています。特に、六本松キャンパスでの生活を中心となる1年生時には、六本松図書館をどんどん利用しましょう。



中央図書館

## | 生協文系書籍部

図書館で借りて読むばかりでは何だかもの足りないという人には、ここがお勧めです。店構えはけつして広大とはいえませんが、こと専門書や注目の新刊書に関しては、都心の大型書店にも引けを取らないだけの品揃えを誇ります。雑誌・書籍の取り寄せサービスもどんどん活用しましょう。書籍コーナーのすぐ隣のスペースは学生のたまり場用のラウンジとなっていて、いつも学生の歓談の声が絶えません。ここには学生用のコピー機器も設置されています。

## | 生協文系食堂

法学部生はもちろん、文系学部生の大半が昼食時に利用する食堂です。何と言っても、近くで便利で安いのが魅力。メニューも結構豊富です。ピーク時には混雑しますが、少し時間をずらせば、ゆったりと快適な環境で食事をたのしめます。また、併設の売店が販売している生協弁当はおすすめです。天気の良い日は、屋外のテーブルとベンチで食べるのもよいでしょう。

## | 就職情報コーナー・就職情報室

法学部生向けには就職情報コーナーを設置して、企業からの求人案内等の情報を常時提供しています。また、これは別に全学部の学生を対象とした就職情報室も併設されており、ここではインターネットを利用した就職情報の提供、就職相談に力を入れています。

## | 院生研究室

大学院生用の研究室の整備・拡充に努めている点も、法学部が誇れる事柄の一つです。1999年4月には、第3研究棟を新築し、院生用研究室を5室増設しました。その結果、現在、院生用研究室の数は25を超え、ますます増大する大学院進学者に対応しています。狭いながらも院生1人毎に机1つ分の専有スペースが提供される点は、法学部ならではの特色です。

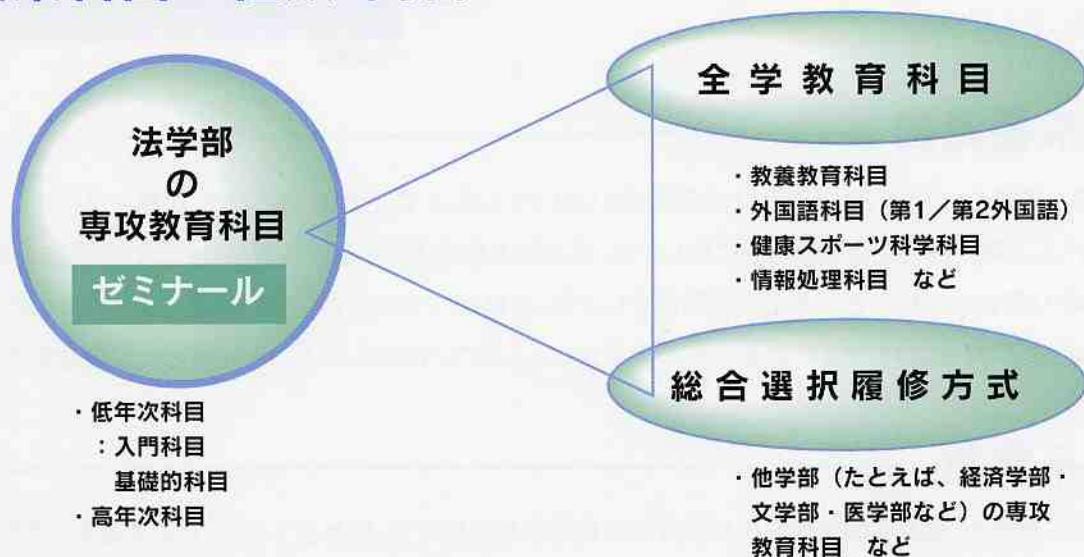


生協書籍



生協食堂

## 1 授業科目の種類・内容



九州大学法学部の授業科目には、勉学の中心となる法学部の専攻教育科目のほか、全学教育科目、総合選択履修科目があります。後二者は、九州大学が、文系・理系のあらゆる学問領域をカバーする総合大学としての機能を誇るところから、法学部学生の皆さんにも、この機能を十分に活用して、いわゆる教養教育にとどまらない学際的な学習を期待するものです。社会の高度化・複雑化が進行する今日、法と政治を学ぶ者にとって、外国語科目・情報処理科目等の履修、さらには、経済学・歴史学・哲学・生命科学・工学などの他の専門科目の履修が不可避であることは、自明とさえいえるからです。これらの科目群は、九州大学全学の教官の協力により実施され、入学後最初の1年半は、主として「全学教育科目」等を六本松キャンパスで履修することになります。

「法学部の専攻教育科目」は、箱崎キャンパスにおいて、法学部の教官が担当する法学・政治学の専門科目群です。それに学界等で中心的に活躍中の教授陣が、各自の研究活動を踏まえ、長年の実績・知見からそれぞれに工夫を凝らした教育活動を実践します。九州大学法学部の擁する教授陣には、外国人教官のほか、中央官庁等出身の教官、弁護士など、まさに多彩な顔ぶれが含まれ、日常的に、多様な教育活動が展開されていることも特筆に値します。

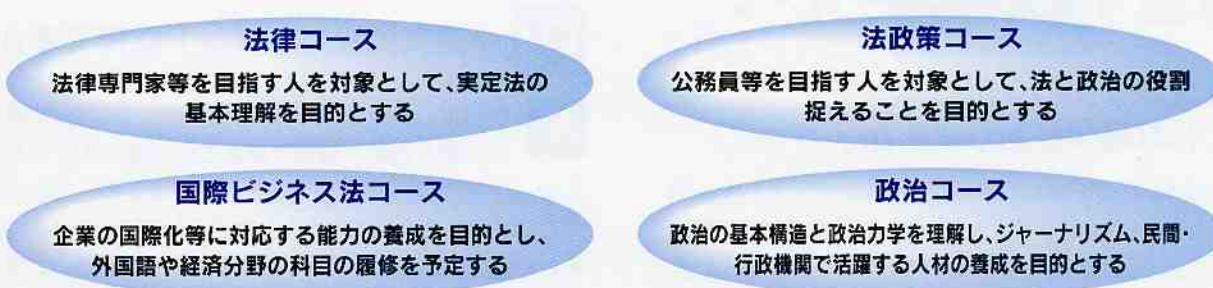
九州大学法学部の提供する「専攻教育科目」のカタログには、伝統的な法学・政治学に関する科目群のラインアップのみならず、他大学には類例のないユニークな科目も含まれています。たとえば、「法人間学」「紛争処理論」「国際知的財産権論」「グローバルポリティクス」等、現代の法・政治現象を多角的に扱う応用・先端科目がその好例です。学生の皆さんの勉学意欲を一層掻き立てるメニュー作りが心掛けられています。また、入学当初の1年前期から、毎週1日は(この日は「箱崎日」と呼ばれます)、入門科目(法学入門・政治学入門など)のほか、高年に履修予定の授業科目を理解する上で不可欠の前提となる基本的科目(憲法・民法・刑法など)の履修を配置しています。(⇒「講義紹介」を参照下さい)

## 2 法学部の教育目的と「コース制」

皆さんは現在、どんな人生設計をお考えでしょうか？

九州大学法学部は、「九州大学憲章」に示された、「様々な分野において指導的立場で活躍する人材の輩出をつうじて日本と国際社会の発展に貢献する」という、九州大学全学の教育目的を踏まえ、この目的を法学部教育の領域で達成することを「法学部の教育目的」としています。具体的には、法学・政治学教育の実践を通じて、地域社会、日本社会、そして国際社会にあつ

てリーダーシップを発揮する有為な人材を養成することを目指しています。したがって、たとえば、法曹、国・地方公共団体の公務員、諸業種にわたる民間企業や各種団体の職員、国際機関や各種NGOの職員、大学や各種高等研究機関の研究者などが、法学部学生の皆さんとの具体的な進路先として想定されます。



そのため、九州大学法学部は、法学・政治学に関する「専攻教育科目」の履修にあたり、いわば「履修モデル」として、学生の皆さんの進路選択との対応関係を意識しつつ、法律コース、法政策コース、国際ビジネス法コースおよび政治コースの4コースを用意して、学生の皆さんの主体的な学習計画の立案・遂行を支援する体制をとっています。その所属コースにより、履修すべき具体的な科目は異なることになりますが、卒業時に授与される学位はすべて、「学士(法学)」(Bachelor of Laws)となります。

### 3 ゼミナールの重視

九州大学法学部における教育手法の特色の一つに、大正13年の創立時以来、少人数教育の場としてゼミナール活動を重視してきたことが挙げられます。現在も各種のゼミナールを多数配置し、ことに、3年次・4年次の「法律演習」「政治演習」は、4コースのいずれにあっても、必修科目として位置づけられ、法学部のすべての教官が各自特色のあるゼミナール(たとえば、模擬裁判のゼミナール、キャンパス外でフィールドワーク活動を実践するゼミナール、など)を担当しています。ゼミナールという場における、教官と学生、学生相互間の活発な討議・研究は、人間的な連繋を深め、まさに主体的に学ぶことの意義を体得しうる絶好の機会といえます。加えて、ゼミナール単位でのスポーツ活動、休暇中の合宿、旅行等も盛んに実施されています。

1年次のゼミナール(法政基礎演習Ⅰ)も選択科目とはいえ、九州大学法学部に在籍される4年間(大学院に進学する人はさらに2年間以上の期間)に及ぶ、法学・政治学の専門教育の履修プロセス上の基礎をなすものとして位置づけられています。このゼミナールへの主体的な参画は、高校までの「学習」とは違う、大学における「学問」の醍醐味を学生の皆さんのが具体的に体感する契機となることでしょう。さらには、学生の皆さんと世代感覚のあまり変わらない教官(助手)が担当する2年次のゼミナールも開講されています。(⇒「ゼミ紹介」を参照下さい)

### 大学院について

九州大学法学部を卒業後、さらに大学院(九州大学大学院法学府修士課程)に進学して法学・政治学の勉学を継続しようと考える方のために、大学院についてもごく簡単に紹介しましょう。

大学院(九州大学大学院法学府修士課程)には、研究者コースとアドバンストコースがあり(他に、社会人が対象のフレックステイクスコース、外国人留学生が対象のコースがあります)、九州大学法学部卒業者のうち、例年25名程が両コースへの進学の途を選択しています。

このうち、研究者コースでは、各自の専攻分野につき、研究者として自立的に研究活動を遂行し、または、その他の高度に専門的な業務に従事するうえで必要な研究能力を培い、その基礎となる豊かな学識を養う機会が提供されています(ここでは、博士課程への進学をも想定した教育が実践されます)。また、アドバンストコースでは、学部卒業直後の学生を対象に、引き続き高度な専門的・実務的知識を修得し、修士課程修了後は社会人として、これらの知識を活用して社会的に貢献できる能力を養う機会が提供されています。

なお、大学院には世界各国からの留学生が多数在籍していますし、常時、教官と大学院生により、刺激に溢れる充実した研究教育が実践されています。

# 入試のしくみQ & A 九州大学法学部を 志望するみなさんへ

## Q1 九大法学部の入試には どんな種類がありますか？

A1 大学入試センター試験(5教科・5科目)と個別学力検査(分離・分割方式)の組み合わせで、①前期日程入試(外国语・国語・数学の3科目)、②後期日程入試(小論文)を実施しています。この他に、既に新聞等で報じられているように、平成12年度(2000年春)入試から、③AO入試(総合評価方式:小論文・面接)が新たに始まりました。また、やや特殊ですが、④帰国子女入試(小論文・面接)も実施しています。

帰国子女入試で例年数名、AO入試で40名、後期日程入試で33名、その他は前期日程入試をつうじて入学してきています。なお、詳細は九州大学の「学生募集要項」等をご覧下さい。

## Q2 新しく始まったAO入試というのは、 どういうものなんですか？ 新聞等 では「人物評価」入試と報じられていましたが、 なにをどう評価するんですか？

A2 「人物評価」入試というのはちょっと誤解を招く表現ですので、少し説明しましょう。

AO入試とは、センター入試に代表される単答式の学力評価、あるいは伝統的な暗記型の筆記試験ではうまく計れなかつた受験生諸君の能力・意欲を正当に評価するための入試方法です。特に法学部の場合は、法学・政治学の学習をつうじて、新たな視点から問題を発見し、論理的に分析を加え、知的創造性をもつて問題解決策を模索し、それを説得的に表現・実践する技能を修得することに熱意と適性を持つ学生の入学を期待しています。このような法学部生にふさわしい能力・意欲を、調査書・人物評価書・志望理由書・小論文試験(240分)をつうじて見ていくこうとするものです(第一次選抜)。

この一次試験の合格者に対しては、さらに面接試験を課しています(第二次選抜)。これも「人物評価」としての面接というよりは、むしろ面接官と受験生諸君との議論あるいは受験生相互間での議論をつうじて、みなさんの法学部生としての適性を見ようとするものです。そうした意味では「口頭試問」という表現の方がしつくりきます。

なお、平成12年度のAO入試導入に伴い、法学部がこれまで実施してきた推薦入試は廃止されました。

## Q3 AO入試は、これまでの一般入試・推 薦入試とはどこがどう違うのですか？

A3 一般入試との一番の違いは、センター試験を課していないことです。最終の面接試験が12月上旬に行われますので、センター入試前には結果が出る予定です。

また小論文・面接では、受験生個人の意欲・能力・適性を中心に見ていきますので、校長推薦を必要としたこれまでの推薦入試とは異なり、限りなく自薦に近い競争試験です。このため出願にあたっては、「校長の推薦書」は不要、その代わりに、本

人をよく知っているクラス担任やクラブ担当等、在学高校の先生によって作成された「人物評価書」を提出してもらうことになります。

## Q4 小論文試験のポイントは何ですか？

A4 小論文はAO入試・後期日程入試において、非常に重要な位置を占める科目であることは言うまでもありませんね。どちらも英文を含むかなり長い文章を読んでもらいますので、国語的な文章読解力や作文力が求められるのは当然ですが、それに以上に重要なポイントは、あるテーマについて様々な立場から書かれた文章を素材に、そこで問題となっている論点・争点を把握し、自分自身の観点から問題点を取捨選択・再構成し、それを分析・評価していく能力なのです。こうした問題発見・問題解決のセンスは法学部生にとって必須ですから、小論文の採点にあたっても高いウエートが与えられています。

## Q5 小論文の評価基準は客観的ですか？

A5 よくある答案として、キーワードやキーセンテンスを上手に抜き出し器用にまとめただけのもの、まともな根拠を示さず一方的に自分の意見を述べただけのもの、床屋談義風の常識論に終始するもの、不条理な現実を嘆き批判するだけで具体的な解決策への手掛けりを全く示そうとはしない(決まって「各人の自覚を待ちたい」で終わってしまう)もの、などがあります。それではダメです。

小論文のできを左右するのは、論理的思考と説得的論証の力です。それは客観的評価が十分に可能ですし、一枚の答案には必ず複数の採点者が目を通します。小手先のテクニックや扇情的なレトリックを使うのは、かえって逆効果ですので気をつけて下さい。

## Q6 小論文対策として どんな準備をすればよいのでしょうか？

A6 入試全般について言えば、当たり前ですが基本科目をしっかりと押さえておくことが大切ですね。小論文対策としては、日頃から社会問題に関心を持ち、なるだけ新聞や新書などに親しんでおくこと、ただしそこに書かれた見解を鵜呑みにせず、周囲の人との対話をつうじて自分自身の見方を鍛えておくことが望されます。

また、近現代史・政治経済・倫理などについての最低限の知識が背景にあって、はじめて小論文は深みのあるものになります。採点者は、あなたの社会科学的センスと知見に期待していますし、それは答案の行間から意外と読みとれるものなのです。受験科目でないことを理由に手を抜くとひどい目に遭いますのでご注意下さい。

## Q7 来年度入試のヤマは何でしょうか？

A7 ヤマですか？ 入試とは、あなたの知的基礎体力を測るもの、日頃のトレーニングときっちりとした準備さえ怠らなければ、険しい山道も楽しく歩けるはずです。安易なノウハウやテクニックにたよらず、知的好奇心をもって地道に登頂をめざして下さい。

# 講 / 義 / 紹 / 介

専門知識の修得にとって、中心となるものは何といつても講義です。以下では、講義内容を「高校生にも分かるように」教官に説明してもらいました。(ここに掲載しているのは開講科目の一例です)

## 入門

### 法学入門 西村 重雄 教授

法律学を初めて本格的に学ぼうとする諸君に対し、民法総則を中心として講義し、今後の法律学の勉強の仕方を会得しうるように目指しています。六法全書の引き方・使い方からはじまり、大学生が身近に経験しそうな法律問題を毎回取り上げ、次第に体系的に理解できるように進みます。講義が終わる頃には、法律学は条文暗記とか単なる技術ではなく、法律は人間の長い経験の中から生まれたもので、それを解釈・運用する人の智慧と強い倫理観、そして優しさが必要であることが、多少なりとも分かることでしょう。

### 政治学入門 藤野 祐三 教授

現代の政治状況について、お話をします。世界の政治は今大きく、そしてめまぐるしく変動しています。平和と人権、開発と環境、女性と政治など、山積みされた課題が残っています。新しい世紀のために、どのような政治の枠組みをつくっていけばよいのかについて、みなさんと一緒に考えてみたいと思っています。

## 基礎法学

### 法理学 酒匂 一郎 教授

「法とはいつたい何だろう」というのは、他のあらゆるものについて「～はいつたい何か」と問う場合と同じように、その気になれば誰もかいたく素朴な疑問でしょう。この素朴な疑問から出発して、法について原理的に(いわばゼロから)考えてみようというのが、法理学(別名法哲学)です。でも、この素朴な疑問もただむやみに「法とは何か」と問うだけでは一步も進みません。まず、それをさらにいくつかの基本的な問題にわけることになります。たとえば、法はルールやそれに関わる活動などからなっているといえますが、さらにそれはどういう構造と条件をもって成り立っているのか、それは道德や政治や経済などとどのように関わっているのか、法はどのような意味で正義を実現することができまた実現すべきなのか、法的なものの考え方というはどういうものか、といった問題です(もちろんこれらの問題はさらに細かな問題に分かれていきます)。また、この疑問は誰もがいたきうる素朴な疑問だからこそ、太古の昔から現代にいたるまで繰り返し問われ、さまざまな答えが与えられてきたわけですが、この

歴史を参考にして(そのために法思想史という科目もあります)、あらためて問い合わせることになります。そして、結局これらの問いは、法は人間とその社会にとってどんな意味をもつのかという問い合わせに帰着するといえるでしょう。あなたもこれらの問い合わせにチャレンジしてみませんか。

### 日本法制史 植田 信廣 教授

御成敗式目や公事方御定書などといった昔の法律や裁判のありかたについて詳しく紹介します。いなければ「日本法律むかし話」です。法学部のなかで、一見最も現実離れした何の役にも立たない科目みたいですが、ちょっとかじってみると、実はいまの日本の社会が抱えている諸問題をより深く理解するためにもとても有益だと気付き、こんなことも知らずに法律を勉強していたなんて恥かしいとさえ感じるようになるかもしれません。まあ、それは言い過ぎとしても、日本法の歴史について認識を深めることができがキミに大きな知的刺激を与えることだけは確かでしょう。

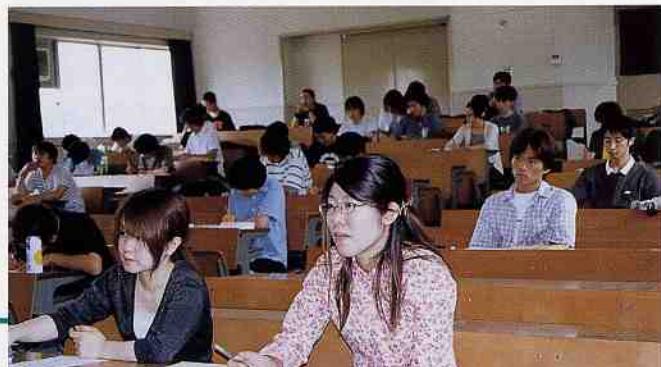
### ローマ法 西村 重雄 教授

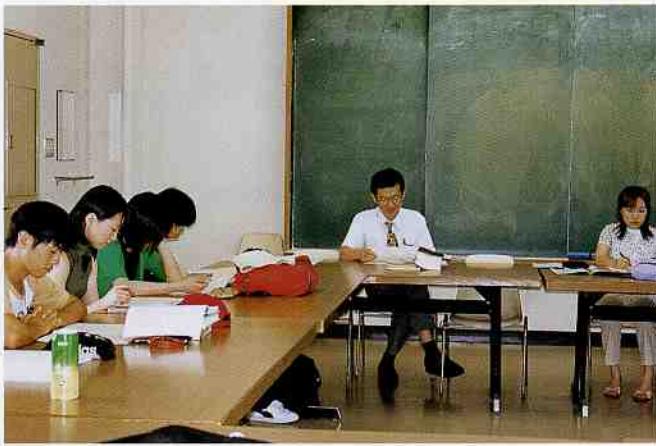
二千年前のローマ時代の法律が今さらなぜとお考えになる方も多いでしょう。ところが、一度ローマ法学者が具体的な事件について述べた判断を(ラテン語の原文ではなくとも)邦訳であれ読まれれば、当時すでにここまでよく考えられていたのかと驚かれると共にローマ法学が今日の法学の基礎となっていることが実感されることは疑いないところです。

### 西洋法制史 直江 真一 教授

法(制)史学とは、過去の具体的な法現象を、法以外の他の要因(政治・経済・宗教等)と関連させながら把握・認識し、その因果関係を説明することを目的とする学問分野です。

例えば、犯罪行為が生じた場合、現在では刑罰権行使するのは国家です。しかし、まだ国家権力が弱い段階では、被害者が自ら復讐したり、加害者から金銭を受け取ることによって事態を收拾していました。そのような形で秩序を維持していた社会から現在のような形に変わっていくのには、一体どのような社会的要因が働いていたのかといった問題を考え





ます。それはまた、現代法(社会)の歴史的特質を明らかにすることにつながります。日本法が明治期以来ヨーロッパ法の多大な影響を受けてきた点からしても、私達にとっては、日本法の歴史と共に、ヨーロッパにおける法の歴史を学ぶことが意味をもってくるのです。

## 東洋法制史 (中国法制史) 張 建国 助教授

前近代の中国社会はヨーロッパ社会とは異質の世界を形成してきました。中国では政治的権威の確立が古く、法律も古くから発達しました。その法は、「天人の間」に淵源するものでしょう。

もちろん歴代の代表的な法典は基本的にはすべて刑法典ですが、その法体系としての内容は、かなり豊富で、完成度も高いものです。中国法制史に関する知見を深めることを通じて、中国の伝統法文化を客観的に理解できれば、中国の社会や法についての理解を深まるこことでしょう。

## 比較法 児玉 寛 教授

誰でも、たとえば自動販売機の前で、コンビニの店頭で、テレビ欄を見ながら、普段なげなく「比較」をしているはずです。比較法も、日本の法と各国の法を比較する点ではこれと共通しています。しかし、重点が違います。比較法では、「どれにしようか」という選択よりも、「人の振り見て我が振り直せ」という反省に重点があります。世界各国の法と日本の法とでは、共通点ももちろんありますが、差異の方がはるかに大きいようです。どこが違っているのか、なぜ違いが生まれたのか、違いをそのままにしておくべきか、見習うところはないのか。比較法は、そういった問い合わせを発し続ける知的刺激に満ちた科目です。

## 法社会学 江口 厚仁 教授

法社会学って何だろう? みんなにとっては耳慣れない科目ですね。なにしろ憲法・民法・刑法のようにテーマやジャンルがはっきりしていませんから。だけど、みんなもこんな疑問を持ったことはあるでしょう?

裁判所や行政機関は、私たちの常識に照らすとしつくりかない決定を下すことがあります。それらが私たちの社会に息づいているルールや対人関係の知恵とズレてしまうのは何故なのでしょう、両者の折り合いをつけるにはどうすればいいのでしょうか。そもそも僕らの日常生活は、法律の条文に書いてあるとおりには動いていないかもしれません。一般

ピープルは普段は法律などあまり意識せずに生活しているはずなのに、それでも社会がグチャグチャにならないのはどうしてなのでしょう。私たちが今後とも法と上手につきあっていくには、どういうノリと作法が求められているのでしょうか…。

法という、みんなが何となく「判ったつもり」になっている社会制度を、もういちど現代社会の基本的な成り立ちまで遡って考え直してみる、その際に日常生活者の視点に徹底的にこだわってみるとこと。これが法社会学的な「まなざし」なのです。スローガンは「非常識にならない程度に常識を疑う」です。来たれ、知的好奇心旺盛な人!!

## 紛争処理論 和田 仁孝 教授

紛争が生じた時、人間はどのような行動をし、また社会はその処理のためにどのようなしくみを設けているでしょうか。この授業では、裁判を中心とする法制度の具体的なはたらきを、データや外国との比較に基き、時には模擬裁判なども行いながら社会学的に明らかにしていきます。日本の文化や社会の特質は、日本人の紛争や交渉行動にどのように影響しているか、弁護士や裁判官の仕事の実際はどのようなものか、一緒に考えてていきましょう。

## 法動態学 和田 仁孝 教授

技術の進歩や価値の多元化に伴って、法に求められる役割も、きわめて複雑かつ多様になってきています。絶え間なく変動する社会の中で法が現実にどのような作用を果たしているのか、法という制度のダイナミズムをそれを用いる人々の意識や実践との関係で検討していきます。具体的には、法の機能に多角的なメスを入れていくための理論の構築、法文化と法意識、法と権力の動態、リーガル・プロフェッショナルの役割などを学際的に考えていきます。

## 紛争管理 レビン小林久子 助教授

紛争管理は理論と実践のクラスです。何故トラブルは起るのでか、人は何故怒るのか、といった紛争の原点を探りつつ、その対処法のトレーニングを行います。学んだ理論がそのまま実生活で役立つ、うれしい学問もあります。授業は講義+スキル練習+ロールプレイで構成され、予習や復習がない替わり、頭、口、目、耳と体全体を使います。70年前からアメリカで始まった、21世紀にふさわしい新しい学問です。

## 立法学 伊奈川 秀和 助教授

現代の福祉国家をたとえて、「ゆりかごから墓場まで」と言うのを聞いたことがあると思います。生まれてから死ぬまで、医療、年金、介護、福祉サービス等に無縁の人はいないでしょう。これらは、全て法律に基づいて実施されているのです。さらには、「墓場」については、「墓地、埋葬等に関する法律」まであります。また、犬も歩けば棒に当たると言いますが、「狂犬病予防法」により、犬も登録なしに、勝手には歩けません。

立法学では、こうした法律がどのように作られるのか、そして法律はどう作られるべきかを勉強します。最後に、皆さんに質問です。日本にどれだけの法律があるのでしょうか。たくさんある。それはそうですが、正確な数となると意外に難問です。試しに、周りの人聞いてみて下さい。関心のある人は、一緒に勉強しましょう。

## 公法・社会法学

### 人権論(憲法) 大隈 義和 教授

世界の憲法は、歴史的・社会経済的・文化的・地理的などさまざまな点で条件づけられながら、各国でそれぞれの特徴ある展開をみせています。しかし、この憲法という舞台で主役を演じる「人ひと」は、どの国の場合にも共通のこととして「基本的人権」を保障されているはずです。そこで、この人権に関する問題を上の条件も視野に入れながら世界との比較の中で考えるのは比較憲法の役割となります。この「人権論」では、とくに日本国憲法に焦点を当てて、基本的人権をめぐる諸問題を取り扱います。憲法の分野では、この領域がもっとも裁判になりやすくまた具体的な事例として頻繁に論じられることとなります。たとえば、みなさんはそのような事例として、髪型の自由?、バイクに乗る自由?、喫煙の自由?、お酒をつくる自由?、冬山登山の自由?、内申書の公開を請求する権利?、などをすぐに思い浮かべることができるでしょう。「人権論」ではこのような身近な例も取り上げながら、憲法が保障する「人権」の意味を学びます。

### 統治機構論(憲法) 安藤 高行 教授

統治機構論とは憲法の分野のうち、天皇、国会、内閣、裁判所、等の国の政治、行政、裁判の仕組みや現実の作用を勉強する科目です。一見固苦しい話題が続くような印象を与えますが、実は必ずしもそうではなく、われわれが日々テレビや新聞等で接している政治の動きや裁判例を学問的に把握し、分析するという自分達の生活に密着した部分も大きいあります。また憲法改正や地方自治といった分野もその重要なテーマとなっています。

### 比較憲法 安藤 高行 教授

比較憲法というのはその名の示す通り、世界各国の憲法制度やその土台になっている憲法思想を勉強して、日本のそれと比較するという科目です。したがって当然基本的人権



や議会にまつわる話が主になりますが、しかしそのような理論的問題に限らず、日本と他国の自治体制度の違いとか、情報公開やオンブズマン等の最近話題の制度についての各國の状況といった具体的・時事的なテーマにもできるだけ幅広くふれるようにしています。

### 行政組織論(行政法) 大橋 洋一 教授

行政組織法では、行政活動を担う行政という巨大組織がどのような構造・仕組みをもつものなのか、を説明します。行政活動といつても、東京の霞ヶ関にある中央省庁のほか、47都道府県や全国に3000以上も存在する市町村などによって担われています。こうした行政組織がどのように編成されているのか、いかなる関係の中で機能しているのか、ということは、一見したところ行政内部の細かな事柄のようでもあります。しかし、実は行政の外にいる市民に対しても行政組織のあり方は大きな影響を及ぼしています。近時、新聞をにぎわせている中央省庁の再編・改革や地方分権の推進などは、行政組織の大変革を目的としたものです。これらの改革では、中央集権型のたてわり行政体制、密室型行政、審議会行政といった伝統的な日本型行政スタイルの変革が問われているのです。市民にとって透明な政治、市民の意見に耳を傾ける行政機構をどのようにしたら構築できるのか、と一緒に考えてみたいと思います。

### 行政過程論(行政法) 大橋 洋一 教授

行政の提供する施策・サービス・情報に私たちが依存する度合いは、近年著しく増加しました(例えば、在宅老人のために市町村が実施する福祉サービスを考えてみてください)。他方で、強制力を伴う行政活動は市民の自由にとって脅威であることは言うまでもありません。このように、時には侵害者として、時には給付の担い手、そして最近では社会に存在する多様な利害の調整者として登場する「行政」に焦点をあて、それと市民との関係をどのように築くべきか、を考えるのが行政過程論です。皆さんと一緒に民主主義社会にふさわしい開かれた、透明性の高い行政システムを探究してみたいと思います。社会認識の目を養う上で、行政法学は現代人の必須科目であると考えます。

### 行政救済論(行政法) 角松 生史 助教授

行政過程論が、いわば「るべき行政」の姿を探求するものだとすれば、行政救済論では、「市民」がどうやって行政を統制し、そのような姿に近づけていくことができるのか、それを考察します。行政が違法(と思われる)活動を行ったとき、市民は、裁判や不服申立手続によってそれを是正することができます。但し、現在の法律及び判例によれば、そこにはさまざまな限界が課せられています。そのような「救済手続」の意義と限界を学ぶのが、第一のテーマです。

第二に、行政の違法な活動によって、あるいは、(土地収用のように)違法とは言えないが特定の市民に犠牲を強いいるような活動によって、市民が財産的損害を受けることがあ

ります。そのような損害の損傷の補填を求める(=「国家補償」)ことができるのほどのような場合か、それを考えてみたいと思います。

どちらのテーマに関しても、現在の法制度や判例にはさまざまな問題があります。問題を批判的かつ正確に理解する目を養うことに、この講義が少しでも貢献できればと思っています。

## 行政システム論 木佐 茂男 教授

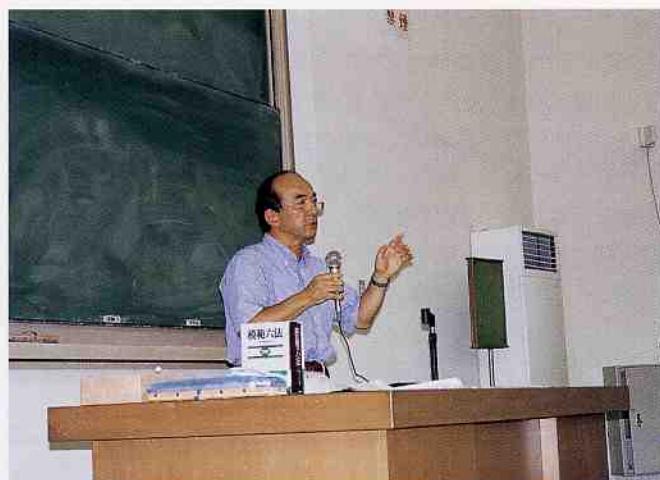
「行政システム」を文字通りに訳せば、「行政組織」とか「行政の仕組み」ということになろう。狭い意味では行政の仕組みのことを学ぶことになるのであろうが、行政の仕組みがどのように動いているのか、本来、誰のために、どのように動くべきか、といったことにも視野を広げて、行政法に関するそれまでの知識を総動員して考えるような講義を構想したい。行政学その他の分野にも少し触れることになる。内容は、各年の担当者によって少しずつ変わる。

## 行政学 山田 治徳 助教授

中央省庁の再編や外務省の機密費問題など、行政についての関心が高まっています。しかし、行政はどのような仕組みで運営され、そこではどのような人々が働いているのでしょうか。また、お役人は何を考えて仕事をしているのでしょうか。行政について、新聞やテレビ等で報道されているのはあくまで一面に過ぎません。皆さんのが行政を知り、行政の仕組みや制度を理解することに多少なりともお手伝いができるればと思っています。

## 地方自治制論 今里 滋 教授

自分たちの暮らしに身近な問題は自分たちで処理する。これが地方自治の基本です。今私たちの暮らしは大きな曲がり角にさしかかっています。東京一極集中と地方の過疎化のために様々な歪みが生じているからです。高齢者問題、自然環境の枯渇など、その例は増えるばかりです。地方が強く豊かにならなければ日本は沈没してしまいます。地方自治制論は地方を取り巻く種々の問題に真正面から挑む超現代的学問です。明日の日本を地方から担おうという諸君の積極的の参加を待っています。



## 労働法 野田 進 教授

労働時間の短縮、企業のリストラ、外国人労働者問題など日々のニュースのなかでも話題に事欠かないのが労働問題です。現在、日本では働いている人の70%以上が、公務員や会社員など他人に雇われています。働く条件や安全などについては数多くの法律や規則があり、また労働組合による交渉で、よりよい条件にする努力が行われています。これを体系的に学ぶ労働法は、国際的広がりで、現代社会を捉える目を養う場と思って下さい。

## 社会保障法 河野 正輝 教授

一生の間には誰でもいろいろな危険に遭遇しますね。そのときどのような生活を営むかは原則として個人の自由であると同時に個人の責任です。しかしそのような危険のなかには、個人の力の及ばない、もっと大きな社会的要因で襲ってくるものもあります。例えば失業、過労死、労働災害、定年退職、老後の心身の障害などなど。そのようなとき、一人一人の人間らしい生活の保障のために、国と地方自治体、企業、家族そして本人はそれぞれどのような責任を負うべきでしょうか。とりわけ超高齢社会の到来を迎えて、これからの中金制度、福祉施設、在宅サービスのあり方はどう考えるべきでしょうか。このような問題について一緒に調査し、考えていこうという講義です。

## 民刑事法

### 民法(契約法) 五十川 直行 教授

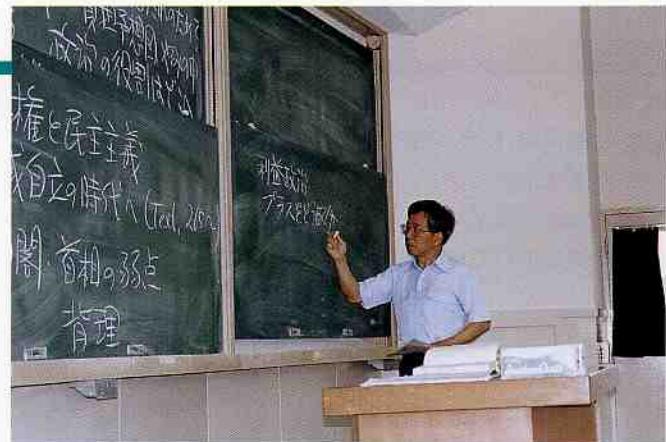
私たちは、他者との契約関係の渦の中で、日々の生活を送っています。食料品や愛車のヴィッツを入手するのも、貸別荘を借り受けるのも、残念ながら病を得て医師に治療もらうのも、すべて契約関係です。当事者(たとえば、売主と買主)は、それぞれの期待や計算をもって、契約関係に入ります。しかし、思わずおりにいかないのがこの世の常ですね。そういう場合の処方箋として、ローマ法以来の伝統を継承する民法學が登場することになります。

### 民法(物権法) 曽野 裕夫 助教授

「この土地は私のものである」…これを民法學では、私が「所有権」を有するといいます。所有権は物権という種類の権利の代表です。では、所有権を有していると具体的にどうなるのでしょうか。誰かが勝手に私の土地に建物を建てた場合、その人に対して、建物を取り壊して土地を明け渡すように求めることができそうです。では、その人が建てた建物を、私が勝手に取り壊すことは許されるでしょうか。また、その人が「その土地は自分がAさんから買ったものだ」と反論してきたらどうなるでしょう。しかも、私もその土地をAさんから買ったはずだったとすれば…。物権法ではこのような問題を考えます。

## 民法(不法行為法) 曽野 裕夫 助教授

化学企業の工場排水で環境が汚染され、人々の健康に被害が生じた場合、被害者はどのような法的救済を求めることができるでしょうか。あるいは、わき見運転による交通事故で歩行者が大けがをした場合にはどうでしょうか。ひとつの方針として、被害者が、被害の原因をつくった加害者に対して損害賠償を求めるということが考えられます。それが「不法行為に基づく損害賠償」という法制度です。それでは、問題の汚染物質が危険だということが知られていなかつた場合でも加害企業は損害賠償を支払わなければならないでしょうか。あるいは、わき見運転事故が、普通ならかすり傷程度ですんだはずなのに、被害者の骨が普通の人よりも弱かつたために大怪我になってしまった場合、加害者がどれだけの損害賠償をするのが正義にかなうでしょうか。不法行為法では、このような問題を考えます。



## 民法(家族法) 伊藤 昌司 教授

貴方の父母は誰なのか、その父や母と貴方とはどんな権利義務の絆で結ばれているのか、考えてみたことがありますか。父母との関係だけでなく、貴方と兄弟姉妹、祖父母、オジ・オバやオイ・メイとの間も、日本の社会と国家が作りあげてきた法による規律を受けます。イトコとの結婚は可能ですが、兄弟姉妹との結婚は原則として禁止されています(例外:日本法では貴方の親の養子と貴方は結婚できます)。それでは、男女が結婚しているということは、結婚せずに同居している場合とどう違うのでしょうか。幼児が親に死なれたら、誰が育てる権利と義務を負うのでしょうか。親の遺産は、その子にどんなふうに受け継がれるのでしょうか。どれもこれも、民法(家族法)の問題です。

## 医事法(医事民法) 五十川 直行 教授

人工生殖技術、遺伝子治療、癌治療、臓器移植など、急展開する現代医療。適正な医療への期待は高まるばかりですね。「インフォームド・コンセント」というキーワードも定着したようです。では、法(および法律学)は、「あるべき医療」の実現に向けた営みにどのようにかかわることができるのでしょうか。ここでは、『医と法の対話』をめざし、医療を受ける患者と医療の担い手(医師・看護婦など)の法律関係のありかたを中心に、民事法的観点から考えます。

## 商法 森 淳二郎 教授

企業の営む経済活動は、一般市民の場合と異なり、大量的、反復的、継続的、投機的な特色を有している。たとえば、企業と新たな取引を開始するとき、相手の会社の状況はどのようにして分かるのか。企業は、部長や課長にどのような権限を与えて営業活動を行なっているのかなど、企業を支える人的および物的制度を取り上げる。

## 商取引法・消費者法 清水 巖 教授

商取引といつても、その態様はさまざまである。まず、商事売買の一般原則がどのようなものであるかを知ったうえで、証券会社が行なっている委託売買・特約店・代理店・フランチャイズの異同、運送取引、ホテル営業に伴う問題など、多様に展開する商取引の法的問題を検討する。

## 会社法 森 淳二郎 教授

わが国の国家予算を上回る売り上げを上げている企業グループがある。どうして、株式会社は、そうした経済活動を行なうことができるのか。また、その経済権力が不当に行使されると、弊害は大きいが、不正な経営は、はたして、株主の代表訴訟で抑制できるのかなど、現代の経済活動の主要な担い手である株式会社の諸問題を取り上げる。

## 民事訴訟法 川嶋 四郎 教授

問い合わせ「佐藤さんは鈴木さんに200万円貸したが、履行期が来ても返してもらえない、鈴木さんは借りた覚えはないと言い張っている。佐藤さんは、どんな手続きで、債権を回収し、法的な救済を獲得できるだろうか。鈴木さんは、現在無職で、財産と言えば少しの家財道具と銀行預金ぐらいで、佐藤の野郎に払うくらいなら金をドブに捨てた方がましだと言っているとき、佐藤さんは、裁判所から判決をもらう前に、鈴木さんの財産の現状を維持しておきたいと考えているが、どんな法的措置をとれるだろうか。佐藤さんは、勝訴判決を得たものの、鈴木さんが自発的にお金を払わない場合に、どうすればいいだろうか。そうこうしているうちに、他の債権者からも取立てを迫られていた鈴木さんが、裁判所に自己破産を申し立てた場合に、佐藤さんは、200万円を無事回収できるだろうか。」答え…は、「民事訴訟法」そして、「民事救済法」「倒産処理法」への一連の授業で、共に学び考えて行こう。

## 倒産処理法 八田 卓也 助教授

あなたが、勇作さんに、500万円のお金を貸していたとする。ふつうなら、これは、期限がくれば500万円のお金を返してもらえることを、意味する。しかし、勇作さんが、持っている財産をすべて合わせても、500万円の5分の1の100万円にも満たないという事態に陥ってしまうことも、不幸ながら考えられる。勇作さんは、さらに他の人からも沢山の借金をしているようである。そうなった場合、あなたが勇作さんに貸

した500万円は、どうなってしまうのか。勇作さんは、どうなってしまうのか。

倒産処理法は、このような「倒産」という極限状況において、貸した側と借りた側、また、貸した者同士の間の関係がどうなっていくのか、借りた側の運命はどうなっていくのか、を、考えていく学問です。「倒産」とは、暗い話ですが、逆に、極限状況においてこそ「権利」の真の姿が現れるとも言え、その意味では、倒産処理法ほどスリリングかつエキサイティングな学問はないかもしれません。あなたも、極限状況に身をおいて、「権利」の真の姿について考えてみませんか？

## 刑法 内田 博文 教授

犯罪と刑罰に関する法が刑法です。私には関係のない世界だと思われる方がいるかも知れませんが、そうでしょうか。ドライバーが絶えず「犯している」速度制限違反も法制上は「立派な」犯罪だからです。私共は被害者となる危険性、そして「犯罪者」となる危険性と隣合わせに生活しているといつても過言ではありません。

## 刑事訴訟法 大出 良知 教授

犯罪が行われたら、その犯人に刑罰を科すのが、私たちの社会のルールです。その犯人を確認し、刑罰を科すまでの方法(手続)を定めている法律が、刑事訴訟法です。テレビの推理ドラマや推理小説では、犯人はほとんど捕まります。しかし、実際には、そう簡単ではなく、十分注意しないと、すぐ人に違いをしたり、人権を侵害してしまいます。そこで、そのような間違いや人権侵害を起こさないで犯人を処罰するにはどうしたらいいかを考えていきます。

## 刑事政策 土井 政和 教授

犯罪・非行とは何か。一見自明のように思える概念も、国や時代によって大きく異なります。それに対する国家や社会の対応もまたしかりです。講義では、まず、犯罪統計などを用い、外国とも比較しながら、わが国の犯罪・非行状況を概観します。そして、犯罪・非行とはいかなる現象か、それに対してどのような対応が行われており、また行われるべきか、について理論、実務、立法全般にわたって、福祉政策や教育政策をも射程に入れながら検討します。



# 国際関係法学

## 国際法 柳原 正治 教授

たまたま駐日外交官の運転する車にはねられたとします。被害者は一切損害賠償を請求できません。外交官には外交特権があるからです。では、なぜこのような幅広い特権が認められているのでしょうか。また、最近のイラクと多国籍軍との軍事衝突で十万人以上の戦死者が出ました。戦闘に参加した兵士は「殺人罪」にとわれることはありません。なぜでしょうか。世界の平和を維持するには武力行使は不可欠なのでしょうか。国際法は個々の人間の身近な問題を取り上げます。

## 国際取引法 北川 俊光 教授・阿部 道明 助教授

世界各国の企業は、「モノ(製品・技術・サービス)」「ヒト」「カネ(投資)」を通して事業活動の国際化・グローバル化を図っています。この過程において企業は、海外のいろいろな法令の適用を受け、さらに諸々の法律係争にまきこまれています。

この講義では、このような実社会におけるビジネス取引の現実の動きの中から法律を学んでいきます。ここでは、WTO(世界貿易機関)や各国におけるアンチダンピング措置、セーフガード措置、不公正輸入慣行、301条などの通商摩擦、投資摩擦、経済紛争処理の問題や国際経済法、製造物責任法、独占禁止法、条約等を広範囲に研究しながら、これから世界市場において共通に適用される法やルールはどのようなものであるべきかを考えていきます。

## 国際私法 河野 俊行 教授

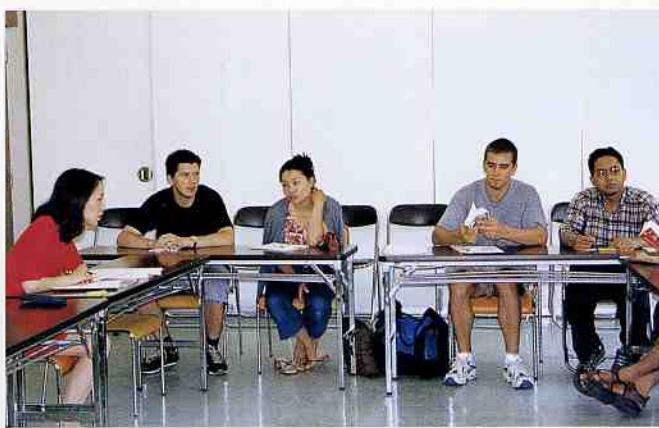
イチロー選手がシアトルで活躍していますが、これもマリナーズとの間に契約があるから出場の機会が与えられるわけですね。しかし仮に契約にトラブルが発生しても、一方が外国チームだから、日本の民法をそのまま使うわけにはいきません。

またあなたが外国旅行中に交通事故にまきこまれたとすると、あなたはどこで訴訟をおこせばいいのでしょうか。

このように外国で、また外国人を相手に紛争が発生したときに、それをどうして円滑に解決するか、これが国際私法のテーマです。

## 国際経済法 吾郷 真一 教授

国際経済法とは文字通り国際経済にかかわる法律のことです。それはとても広い範囲にまたがる事柄でもあるので、ここでは国際経済に関連する国際機関(国連とその専門機関および世界貿易機関)の活動に特に焦点を当てて、国際法という道具を使って分析します。コメやたたみ表の輸入に対して日本政府が、セーフガードを発動したことが問題にされていますが、これを国際法の観点からアプローチするのが国際経済法学です。



## 韓国法 李鉉（イ ジヨン）助教授

韓国は、地理的にみても歴史的にみても日本に最も近い国です。特に、九州地方は、韓国からみて本州の東京よりはるかに近いこと也有り、古くから日韓交流の関門となつておる、このような日韓関係は今後グローバル化が進むにつれてますます深まっていくだろうと予想されます。このように、日本と韓国は極めて密接な関係にあるにもかかわらず、韓国の法制度や慣習などはあまり日本に知られておりません。

この講座では、韓国の社会や文化に接するにあたつて、知っておくべき基本的な法的知識や慣習等を、日本との比較的な視点からわかりやすく紹介します。本講座は、将来、韓国への旅行や留学などを計画している諸君や、韓国文化にご興味のある諸君にとっては、韓国をより理解する上で貴重な体験となると思われます。

## 国際知的財産法 熊谷 健一 助教授

流行しているパソコンと似た形のパソコンを販売すること、缶ビールのデザインが似ていること、レンタル屋さんから借りてきたCDをMDで録音すること、外国旅行のお土産としてルイヴィトンの偽物のバックを買ってくること……。

このような日常生活においてとても身近な事柄に関係するのが知的財産（著作権、特許権、商標権、不正競争の防止etc）です。知的財産の保護の問題は、GATTのウルグアイランドにおいても、貿易関連の側面から議論がなされる等、国際的な問題にも発展しています。また、日米間においても、知的財産を巡る紛争が多発し、日本の企業が何百億円という賠償金を支払うケースも少なくありません。経済のソフト化に対応して、知的財産の重要性は今後益々高まりつつありますので、身近な問題として一緒に勉強していきたいと思います。

# 政治

## 政治学 藤野 祐三 教授

世界の政治を動かしている基本的な組織は、やはり国家です。しかしその国家の構造や機能が大きく様変わりし始めているのです。国家の名において、戦争をしてきました。また国家の名において、国民を統合してきました。しかし、国家はそれほど強くはなくなってきたのです。国家に何を期待し、国家の何を代えるのか、このような国家をめぐる新たな状況について、お話をします。

## 政治史 熊野 直樹 助教授

政治学における政治史と歴史学における政治史は、実は、異なります。同じ政治の歴史を研究対象としながらも、その方法において、理念的にはかなり異なるのです。歴史的事実の再構成およびその解釈という意味では同じでも、政治学での政治史は、政治学上の諸概念や理論を利用して、歴史的事実を解釈するという意味で、歴史学のそれとは異なります。政治学での理論や分析方法を手がかりに、政治的なるものを、歴史的事実を再構成ないしは解釈するなかでいかに捉えていくか、が政治学での政治史の学問的課題でもあるのです。政治学と歴史との知的出会いこそが、政治史の魅力でもあります。

こうした知的出会いの場を皆さんと共有することが、この政治史講義の目的なのです。

## 国際政治学 石田 正治 教授

国際政治学は、国家と国家の政治的あるいは軍事的関係をあつかう学問であるというのが、一般的な定義だが、ことはそれほど簡単ではない。ある国家の他の国家や地域にたいする態度は、その国の内部事情に大きく左右されるからだ。そうすると国際政治学は、ある国の対外政策だけでなく、それに大きな影響をあたえている国内問題と世論まで対象にすることになる。それで、私はアメリカの対外政策と国内世論の関係を話している。

## 政治学史 関口 正司 教授

なぜ私は、國家の命令に従わなければならないのか。生命を危険にさらして兵士として戦え、言論の不自由を我慢しろ、黙って多額の税金を払え、といった国家権力の様々な要求は、本当に正当なものなのか。現在でもなお、こうした問題に直面し真剣に考えている人々は、世界各地にたくさん存在しているし、過去にもたくさん存在した。こうした大人向きの思考の歴史をたどることが、政治学史のテーマである。

## 比較政治学 豊永 郁子 助教授

目の前に横たわる政治的・社会的・経済的諸問題に対し、一市民としてどのような関係を切り結んでいくべきか。まさにそうした問題に取り組むテコを指し示してくれるのが、歴史的・同時代的「比較」より得られる洞察にはかなりません。振り返ってみると、アリストテレスからマキャヴェリ、モンテスキュー、ウェーバーに至るまで、今日「古典」といわれる著書を残した思想家は、その多くが飽くなき好奇心と現状改変の情熱とを秘めた比較政治学の徒でもあったのです。われわれを取り巻く状況を理解するための基本的な枠組みが悉く崩れ去ってしまったかに見える現代、比較と比較の与えてくれる新鮮な驚きとを羅針盤に、「政治」を切り拓いていく観察と逞しさを養おう、というのが本講座のねらいです。

# ゼミ紹介

## ゼミナール入門 4年 牧 佐智代

九州大学法学部の学生の生活は、ゼミナール(通称ゼミ)に始まり、ゼミナールに終ると言えるでしょう。現在、法学部には法律系のゼミが32と、政治系のゼミが6つ開講されています。法学部の専門科目の講義は入学してすぐ1年生の頃から開講され、基礎科目として受講することになりますが、ゼミについては3年生から参加することができます。2年生までの間に様々な講義で身に付けた法律や政治の知識をより深めたい、理論だけでなく自分の足で調査をすることで法律・政治の現場を感じたい、など各人が自分の意志でゼミを選択し、そのようにして集まった少人数で各人がそれぞれの興味・関心のもと報告・議論が進められます。つまり、ゼミというものは、その選択の時点から、そして報告の準備、報告、議論に参加するための予習など、自分で意欲的に参加することが求められ、それと同時に自分の責任というものが問題になってくる場なのです。通常の講義のように、先生が準備、お膳立てをしてくれて、先生が教えてくださる、自分たちは聞いていればよい、というわけには行きません。報告担当となった人はもちろんのこと、ゼミに参加する人も資料を読んでいて、各人が意見を述べ、活発な議論となることが求められます。

ゼミでは、報告からその場の議論まで、全て学生が自分たちの頭で考え、発表し、意見を交換し、そしてまた考える、ということの繰り返しなのです。もちろん、ゼミという場は、ただ単に「お勉強」の場だけではありません。高校のように密接な関係を伴なったクラスというものは大学ではありませんが、法学部におけるゼミでは、学年の異なる3、4年生が集まり、1年間、ないし2年間を共に過ごすことになりますから、その間に親睦を深める為に各ゼミではレクレーション(飲み会、キャンプ、合宿、旅行など)も行われています。横のつながりだけでなく、縦のつながりができる、就職や進路相談などの面でとても力強い味方ができるでしょう。

このように、法学部におけるゼミナールとは、勉強、人ととの関係など様々なことを深めることのできる場なのです。

次に、もう少し具体的にゼミ活動を行っている、あるゼミ生の学生生活を見てみましょう。

○月×日(月)

今週の金曜日はゼミでの報告者にあてられている。先週から準備をしてきたものの、まだレジュメが完成しない。泣きそう～。今日も4限(午後2時40分～16時20分)が終ってから図書館でひたすら判決を読んだ。

○月×日(火)

1限(午前8時40分～10時10分)から講義があったから、今日は早起きできつい。空きコマの3限に法学部図書館で、最高裁判例集を調べてみるが、お目当ての判決が見つからなかった。どうしよ～。



○月×日(水)

今日は午後からの外国法律書講読は休講になった。おかげでゼミの準備ができる。

昨日探していた資料は先輩に相談して一緒に探してもらったら無事に見つかった。

よかつた、よかつた。ついでに、分からぬ所を先輩に質問して、一応できあがつたレジュメを見てもらった。

○月×日(木)

昨日、徹夜でレジュメを仕上げて、ゼミに臨む。頭の中に、話す筋立てがでてから臨んだ為にみんなへの説明もなかなか上手く進み、議論も盛り上がった。しかし、議論が盛り上がった為に、次回まで延長してしまった。はふ～。

○月×日(土)

本当は、昨日で報告が終るはずだったから、今日はキャナルシティに映画を見に行く予定だったけれど、キャンセルして図書館に来た。ゼミの続きの議論を考えていたら、頭が飽和状態になって、混乱してきた。あれ? そういえば、そもそも原告が裁判起こした目的って何? ああ、頭の中は分からないことだらけだ。

○月×日(日)

ゼミの準備に追われていて火曜日3限・物権法のレポートを忘れていた～。ひえ～。徹夜だ～。

○月×日(月)

2限が終ったら学食へダーツシュー。  
ふう、15分ほど並んでようやくジロ一風スパゲティを食べられた。



○月×日(水)

今日はあらかじめEメールでゼミの先生にアポイントをとつておいたので、研究室を訪問して質問をした。先生には、質問を逆にたくさんされて、答えにつまってしまった。はあ、まだまだ私の考えはつきつめる必要があるようだ。

○月×日(木)

明日は、報告2回目。みんなもすっかり忘れてしまっているだろうから、もう一度頭の中で議論の筋道を考える。レジュメの手直しもして、これで準備万端。

○月×日(金)

やつた～！！ついに、報告終了！ 議論は錯綜して、自分自身もパニックになりました。でも、どうにかこうにか無事に最後まで報告ができた。ふう、ゼミ報告の後のコンパでのお酒は最高！

## 刑事訴訟法ゼミ 4年 南谷智子

大学3年になると、法学部生はゼミに参加するのですが、学生は約40種類もあるゼミの中から自分の興味のある分野のゼミを選びます。

私は、3年次には、刑事訴訟法ゼミをとりました。一般に、ゼミを中心となって運営していくのは学生で、ゼミで何をしていくか等も学生が考えていきます。以下では、昨年私の参加した刑事訴訟法ゼミでてきたことを紹介します。

大学は、前期と後期にわかかれているのですが、前期のゼミでは、裁判所に傍聴に行き、裁判とはどういうものかを見て学んだり、各自テキストを予習してきて、刑事手続の流れや疑問点等をゼミの時間に発表して、教授を交えて勉強会をしたりしました。

後期には、ただゼミで勉強するだけでなく、なにか形に残るものを作成したいということで、実際に裁判所で審理されている生きた事件をもとに、刑事裁判というものを学ぶことになりました。その裁判は広島で行われていたのですが、教授に頼み、広島の弁護士から裁判の資料を送ってもらい、班分けをして、それぞれの班でその資料の分析をして、被告人側や検察官側の主張について矛盾している点や、疑問に思うことについて毎回レジュメを作成して話し合いました。そして、ゼミ生全員で広島まで行き、被告人の弁護団や支援会の人々と会う機会を設けてもらい、これまで研究してきたことを報告し、被告人側の人々と

意見を交換し合いました。その後は、もう一度事件を検討しなおして、半年間の最終報告であるゼミ論集を作成しました。

膨大な裁判の資料を読むにあたって、何度も挫折しそうになつて、辛い時期もあつたけれど、それまで研究してきたことがゼミ論集という形になり、達成感が湧き、とても満足のいくものとなりました。

## 国際知的財産法ゼミ ゼミ生 A

私たちのゼミは、知的財産法を中心に勉強をしています。ゼミはとても自由な雰囲気ですが、みんな真面目に(?)知的財産法と取り組んでいます。知的財産法は、特許法、商標法、著作権法や不正競争防止法というちょっと聞き慣れない名前の法律も対象としていますが、私たちの生活にとても密接な法律です。そんな法律について、実際の事件を例に取りながら勉強しているのが私たちのゼミです。

私たちのゼミの1年を簡単に振り返つてみたいと思いますが、不勉強の私ゆえ、充分にご紹介できないかもしれません、その時はお許し下さい。

4月は、ゼミ生の顔合わせです。早速(?)親睦コンパをしました。3年生同士、4年生同士のみならず、3年生と4年生も親しくなるはずでしたが、翌日までお酒は残つても、ゼミ生の名前は…。ゼミでは、全員の担当を決め、各自が発表をすることに…。

6月のゼミでは、4年生の先輩が「パブリシティーの権利」について発表しました。簡単にいうと、有名人の肖像に関する権利として、有名人の肖像には、顧客吸引力という経済的な価値があるため、それを保護するもので…。詳しくは先輩に聞いてください。S M A P のコンサート会場なんかで売られている写真も S M A P の許諾を得ていないものもあるとかで、先輩は、いろんなお店でリサーチをし、裏ルートを摘発するんだと言つていましたが、先生に危ないから止めなさいと言われていました。

7月のゼミでは、3年生が「キャンディー・キャンディー事件」について発表しました。何でもキャンディー・キャンディーの漫画家が原作者の許可を得ないで、キャンディーキャンディーグッズを発売したため、原作者に訴えられたようです。「著作物」と「二次的著作物」との関係が影響するようですね。詳しくは、発表者に聞いてください。

10月には、ゼミ生で大阪にゼミ旅行に行きました。3年生だけだったのがちょっと残念でしたが、先生とも現地で合流し、とても楽しいものになりました。大阪の夜は何もなく更けゆくはずでしたか…。

1月のゼミでは、1年間のゼミの成果をゼミ論にまとめるために、ゼミ生がゼミ論の構想発表をし、みんなで議論をしました。「ときめきメモリアル事件」を生きがいとしている先輩の発表は、それはそれは素晴らしいもので…。

ゼミについてはまだまだお話ししたいことがあります、百聞は一見に如かずとか、みなさん是非見学にいらしてください。見学大歓迎です。

## 政治史演習(熊野ゼミ) 4年 西 貴倫

私が所属した政治史のゼミでは、政治史論文の読み方を修得すること、政治史を解釈する際に必要な理論や政治学の概念を身につけること、ゼミ論文の作成によって論文作成の能力を養うことが目的として掲げられている。

昨年度のゼミでは、ヒトラーの戦争計画の形成がテーマだった。この問題は政治史の領域では、ヒトラーの思想の一貫性を巡って未だ決着を見ない論争を繰り返しているところなのである。

ゼミの進行は、まず史料を読み込んでそれに基づいて議論する、この繰り返しが基本である。アドルフ・ヒトラー(平野一郎・将積茂訳)『わが闘争 上下』(角川文庫、1973)とそれを基にした幾つかの研究論文が参考史料となつた。順番としては、初めに研究史で理解に必要な分析概念や理論を抑え、最新の研究論文で問題点を探り、最後に『わが闘争』を精読して自分達なりの考えをまとめいった。史料の読み込みでは、『わが闘争』からの引用がある研究論文ではその引用が妥当であるかを一つ一つ丹念にチェックして史料批判の方法を学ぶ。また、議論の際は論拠の明確さ、正確さと客觀性が要求され、自然と論理的な思考が訓練されたように思う。

その結果、一年を通してのゼミの中でこれまでの学説の分析概念や引用解釈の上での問題を指摘できるようになった。さらに、ゼミ開始当初はあのヒトラーに関するテーマだけにすでに研究され尽くされていて、いまさら何か新しい「発見」など不可能と思っていたが、従来の研究では一貫性ばかりが注目されていた『わが闘争』において、問題の核心部分において上巻と下巻との間でヒトラーが表現を変えている部分を「発見」するに至つたのである。また、これらの論文を読むノウハウを活かし、指導を受けつつも自分でテーマを考え、自分で史料を集め、自分で構想を固め、曲りなりにも自分のゼミ論文を完成させることができた。共に骨の折れる作業の連続であったが、不思議といつも充足感の方が上回つたし、新たな「発見」をしたときは他に例えようのない種類の快感を味わえた。

以上が、私が所属したゼミの昨年度の活動と成果である。つまるところ、私はこのゼミを通して研究機関としての大学に触れると共に、その面白さを(少なくとも一部分は)経験し得たのだと思っている。もとよりゼミの過ごし方もそこから何を得るかも人それぞれではあろうが、私にとってのゼミとは最も「大学らしい」ことができる場なのであった。

# 卒業生



## 毎日新聞社 日野行介(平成11年卒業)

午後10時、仕事を終えて自宅でこの原稿を書くためパソコンに向い始めたところ、外から激しい消防車のサイレンの音が聞こえた。これまでに4ヶタに上る回数は押したであろう電話番号に慌ててつなぐ。車両火災の1報だ。デジタルカメラを手に現場に出動する。

5年もいた大学を卒業し、新聞記者として滋賀県大津市で働き始めて今年が3年目。所属は「政治部」「社会部」でもない。大津支局という「地方支局」の駆け出し記者。しかし仕事は火事だけではない。バスジャック、「てるくはのる」、信楽高原鉄道事故判決——、社会的反響の大きい事件や裁判を取り材する経験も得た。今は汚染脳硬膜を移植され、ヤコブ病という不治の病に感染し、死亡した遺族が国の薬害責任を問うため起こした裁判を取り材している。

振り返ると5年も居たのに、自慢できるような大学時代ではなかった。取った資格は車の運転免許ぐらい。英語もできない。でも密度の薄い大学生活とは思っていない。数え切れないほど何度も夢中になって本を読み、そのまま朝を迎えた。けんかと和解を繰り返し、生活を共にするような恋愛もした。大学時代の厳しいアルバイトで覚えた技術が思わぬ形で今の仕事の役に立つことも間々ある。

我慢して他人と同じことをする必要はないと思う。地味ではあっても、流行に左右されずに自分と社会を見つめることを許す雰囲気がここにあった。そんな場所だった。



## エー・アンド・アイ システム株式会社 久芳太樹(平成10年卒業)

みなさん、今やりたいことはなんですか？もし、何かやりたいことがあるなら、それを思いつきりやってみて下さい。結果が出なくても必ず自分の身になります。私が大学に入学した時、特に何をするわけでもなく、漫然と毎日を過ごしていました。そんな時、大好きなバンドの曲を聞いていると「今年は南へ旅行したい」という歌詞が耳に留まりました。この歌詞を聞いた瞬間「よし、俺も今年は南へ旅行するぞ」と熱い気持ちになり、だらだらとした日々に決別してバイクで南へ旅行することを決めました。しかし、福岡で生まれた私には広大な「南」は残されていません。そこで、カナダのバンクーバーからパナマ運河までの旅行を計画しました。結局旅行はメキシコシティで終わりましたが、準備から帰国までの過程で得た経験は一生の宝です。世界中から来た人たちと話すことで、広い価値観を身に付けることもできました。私が一番学んだことは、自分の一番確かな気持ちにしたがって行ったことは、必ず自分の人生のプラスになるということです。今、私は次のキャリアに向かって準備を進めています。皆さんも、志望校への合格を目指して努力されていることと思います。九州大学法学部には、やりたいことを一生懸命やれる場が用意されていますし、出会えてよかったと思える教授の方々もたくさんいらっしゃいます。健康に気を付けて、みなさんのやりたいことを実現できるようにがんばってください。



## 弁護士 吉田奈津子(平成5年卒業)

みなさんは、大学で何を得たいと思っていらっしゃいますか。私は、九州大学法学部において、会社法を通して、学ぶ楽しさを知り、師と仲間を得ました。急け者の私が、自由な学生生活を謳歌しつつ、これらの宝物を得ることができたのは、2年間履修したゼミのおかげです。常識と言われる理論にも疑問を呈し、実社会にマッチした議論を要求される情熱的な教授の下、3年生も4年生も一緒に納得行くまで議論する、そんなエネルギッシュなゼミでした。ゼミ旅行や懇親会等の行事と同じくらい、徹夜で書き上げたゼミ論文や、班員で何度も集まって議論したプレゼミ(ゼミで報告を担当する班が行う報告のための事前準備)を思い出深く感じている元ゼミ生は私だけではないはずです。議論熱は他大学との合同ゼミという横の広がりとOB会という学年を越えた縦のつながりをももたらしました。あなたも、自由な発想とおおらかな環境に恵まれた九州大学法学部で、興味をひかれた法律について、仲間と議論する機会を持ってみられてはいかがでしょうか。得るものは決して少なくないと思います。



## 航空宇宙技術研究所 大山真未(昭和62年卒業)

就職を考えていた大学4年の頃を思い出すと、東京に行きたいというミーハーな希望が8割、残り2割は霞ヶ関の官庁街にいれば世の中が動く仕組みのようなものがわかるのだろうか、という漠然とした好奇心が原動力になっていたような気がします。

科学技術庁(現:文部科学省)に就職して14年経ちます(速かった!)。この間を振り返ると、科学技術を巡る行政的な仕事、例えば宇宙開発についての施策立案、原子力施設に関する訴訟担当、新素材開発を進めている研究所の監督等の他、クローン、ゲノムといった先端生命科学に関する倫理的問題の調査など、さまざまな仕事に関わり、いろいろな人に会うことができるように思います。また、2年間のイギリス(ケンブリッジ大学大学院)留学の機会にも恵まれ、勉強もさることながら、貴重な友人、ヨーロッパの風景など忘れない経験でした。

お役所の仕事は、夜中までの残業も多く、最近は役人への風当たりも強く、良いことばかりでもないですが、私としてはトータルで考えると面白い日々を過ごさせてもらっているのかなと感じています。



## 福岡市役所 城戸政史(平成元年卒業)

法律の条文を読んで、あれこれ解釈しているだけでは、法律が現実の社会の中でどのように存在し、活用されているのか、本当の姿はつかめないのでないのではないか。そんな感覚の私が選択したゼミは、「少年法」だったのですが、そのゼミで、少年刑務所に実際に出向き、収容されている少年の話を所長から聞くといった活動をするにつれ、「少年の将来を大切に考えるべき」という意見にも、「より厳しい対処がとられるべき」という意見にも、それを支持する人の理想や情念が潜んでいて、どちらか一方に簡単に軍配を上げることはできない、実は「あれこれ解釈すること」とは、ひとすじなわけではないかない人間同士の感情の衝突を、理屈によって解決しようとする悩ましい作業であったのか、などと感じたものです。現在地方自治体で訴訟業務を担当しておりますが、法廷で相手方と顔を合わせると、さて自分はこの悩ましい作業とどうつきあつていったものか、と考える毎日です。

# サークル紹介

## 法律相談部

法学部有志が参加しているサークルです。月に一度の無料法律相談会を活動の中心とします。顧問教官は五十川直行教授、伊藤昌司教授、河内宏教授、河野俊行教授、西村重雄教授です(平成13年5月現在)。

### 活動内容

#### 1) 無料法律相談会

一般市民の方々を対象とし、同部員の学生と教官そして応援に来てくださる弁護士の方が、法律全般の相談を無料で受け付けています(係争中の事件を除く)。

まず部員が相談の内容をお聞きして整理し、それから先生と弁護士の方が実際に相談にお答えします。

[時:毎月第2土曜日午後2時から、受付は同3時30分まで於:九州大学文系講義棟(東区箱崎)]

#### 2) 勉強会

部員の希望者を募って、各種国家試験の勉強会を行なっています。

#### 3) レクレーション、その他

新入部員歓迎コンバ、追い出しコンバなどの年中行事のほか、小旅行等を企画しています。

### 高校生の皆さんへ

このパンフをご覧になっている皆さんは、少なからず法律に興味をお持ちのことと思います。実際の紛争に触れるという貴重な体験は、大学で法律を学ぶ上でよいきっかけになることはもちろんのこと、将来、いかなる分野に進むにしても役立つものと考えます。また、各種活動を通じて部員名先生方と交流を持つことも法律相談部のよさの1つです。皆さんのが将来、九州大学法学部に入学された際には、ぜひ法律相談部の活動に参加していただきたいと考えています。

中野 憲賛(法学部3年)

ホームページアドレス <http://www1.odn.ne.jp/cbx15950/index.html>

## 経営・政策勉強会九州(MPI)

経営・政策勉強会九州(Management and Policy Institute - Kyushu)は、2000年10月に法学部の学生を中心となって設立した、自主的な勉強会です。企業の経営戦略や現代における様々な政治・経済・社会の諸問題に対する政策案を学生自身の手で立案し議論することを通じて、視野の拡大、プレゼンテーション能力の向上などを目指しています。

会員の大部分が九州大学の学生ですが、九州芸術工科大学、西南学院大学、福岡大学などにも会員があり、総数は2001年5月現在68名です。特別顧問の森淳二郎教授、豊永郁子助教授のご支援をいただいている他、自治体職員や企業関係者からのご協力もいただいています。

毎月一度、定期フォーラムを開催しています。あるテーマについて、報告者が独自の政策案・経営戦略案を発表し、それをもとに皆でディスカッションする形式が一般的です。単に現状を把握し問題点を理解するにとどまらず、現状を改善するための具体的な方法を考えることに大きな特徴があります。ディスカッションも活発です。また、来賓として一般の社会人をお招きすることも多く、質的にも良い勉強会になっていると思います。これまでに、電力産業、教育、社会保障、農政などについて扱ってきました。

また、外局として特定のテーマを集中的に扱う小規模な勉強会も開催しています。財政、教育などの勉強会の他、資格試験対策の勉強会もあります。

受け身でなく主体的、能動的な勉強をすること。理想論や理論のみを語るのではなく、あくまで現実への視点を持つこと。特定の見解を押し付けたり排除したりせず、それぞれの個性・自主性・独創性を重視すること。こうした方針の下、MPIでは、多様な価値観を持つ仲間が意見を互いにぶつけ合い、自らを高めていきます。ここで得られるものは、将来いかなる道に進むにしても、あなたの大きな自信となるでしょう。

高野達成(法学部3年)

※ホームページ <http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Stock/3302/>



# 進路・就職状況

'98▶'00

本学部の卒業生の代表的な就職先は、――

官公庁(国家公務員・地方公務員)、金融・保険会社、製造会社となっています。

最近の就職状況を以下にまとめてみました。

(1998年度から2000年度までの3年間の累積で2人以上が就職したところを示しました。)

業 種	就職先(人数)
地方公務員	福岡市職員(13)、福岡県職員(12)、熊本県職員(6)、北九州市職員(3)、長崎県職員(2)、大分県職員(3)、宮崎県職員(3)、鹿児島県職員(2)、佐賀県職員(6)、鹿児島市職員(5)、中間市職員(2)、久留米市職員(3)、愛媛県職員(2)、山口県(2)、熊本市(2)
国家公務員	福岡地方裁判所(7)、社会保険庁(2)、九州地方建設局(6)、労働省(2)、福岡法務局(2)
銀 行	福岡銀行(8)、みずほフィナンシャルグループ(5)、さくら銀行(2)、宮崎銀行(2)、山口銀行(2)、肥後銀行(2)、鹿児島銀行(2)、三和銀行(2)、東海銀行(3)、西日本銀行(2)、三井住友銀行(4)、中国銀行(2)
政府金融機関	国民生活金融公庫(5)、中小企業金融公庫(2)
通 信	日本電信電話(2)、毎日新聞社(2)、読売新聞社(2)、NTT データ(6)、国際電信電話(2)、NTT ドコモ九州(3)、NTTデータクリエイション(2)
電 機	三菱電機(2)、東芝(3)、日本電気(2)、日本アイ・ビー・エム(2)、ソニー長崎(2)、富士通(2)
保 険	安田火災海上保険(3)、日本生命保険(2)、安田生命保険(4)
輸 送	三菱重工業(5)、トヨタ自動車(5)、川崎重工業(2)
電気・ガス	九州電力(12)、関西電力(2)、中国電力(2)
鉄鋼・金属	日本鋼管(3)
化 学	旭化成(3)、東レ(3)
商 業	三井物産(3)、三菱商事(2)、オンワード樫山(2)
建 設	九電工(3)、上組(2)
運 輸	九州旅客鉄道(6)、西日本鉄道(2)
窯 業	旭硝子(2)
その他	日本道路公団(3)、日本電気ソフトウエア(2)、英進館(2)、司法修習生(2)、商工ファンド(2)、エルグ(2)、ベネッセコーポレーション(4)、社会福祉医療事業団(2)

## 司法試験の合格者数 (1996▶2000)

1996年度合格者数	1997年度合格者数	1998年度合格者数	1999年度合格者数	2000年度合格者数
16	13	14	12	14

## 九州大学法学部

